

独逸皇帝博愛記念碑建立の顛末

砂 川 玄 正 (宮古島市文化財保護審議会会長)

はじめに

明治6年6月8日(1873年7月3日)、ドイツ商船ロベルトソン号は貿易のため中国の福州からオーストラリアへ向け出帆したが、6月15日(西暦7月9日)、宮古島の遙か東南東の洋上で台風に遭遇した。暴風で2本の帆柱が折れ、乗組員1人は甲板の柵から海に落ち、1人は船室に海水が浸入して溺死、他の3人は帆柱に足を挟まれて負傷・骨折した。帆柱を失った船は風の吹くまま漂流し、6月17日(7月12日)、宮国村、^{あながー}穴川沖合の^{うぶひし}大干瀬(珊瑚礁)に座礁難破した。これを発見した宮国村の人々は夜通し^{かがりび}篝火を立てて乗組員を励まし、翌6月18日の朝、2隻のクリ舟を出して乗組員8人を救助した。

在番・蔵元では乗組員8人を宮国村番所、次いで野原村番所に於いて手厚く看護・介抱し、7月25日(8月16日)には年貢運搬用の馬艦船と薪木や太った豚2匹・2ヶ月分の食糧等を与えて、翌日の7月26日(西暦8月17日)には彼らを帰国の途に着かせた。ヘルシャイン船長は宮古島を去るに当たり「これで34日間に及ぶこういった人々のもとの滞在は終わる。この島の人々は西の文化を全く知らない。異国の人間である遭難した私達に対し本当に心のこもった優しさと人情で私達を世話してくれた。文明人はこのような気持ちをなかなか持っていない。」と宮古の人々に対する感謝の気持ちを日記に記している。彼らは台湾のキールンを経由して中国に渡り故国へと向かった。

ドイツに帰国したヘルシャイン船長は、早速、ハンザ同盟都市ハンブルクの市参事会にロベルトソン号遭難の顛末や宮古の人々に救助され保護されたことの顛末を報告し、同時に参事会の承認を得て宮古の人々への感謝の意を伝える提案と請願書を政府に提出した。この提案・請願書を受諾した皇帝ウイルヘルム一世は、大変感激して喜び、1874年2月「1、宮古島で救出された海岸に記念碑を建て、その記念碑に島の住民が親切に保護してくれたことに対する感謝の気持ちを書き込むこと。2、救出・保護に際し、特に尽力してくれた何人かの人に対し、名誉の贈物である2か国語で刻銘された望遠鏡を4個・金時計4個・銀時計4個を特別に贈呈すること」と勅命を下し、軍艦チクロープ号を派遣して記念碑を建立することになった。ドイツを出発した軍艦チクロープ号は中国の上海に寄港して記念碑を船に積み込み、九州の長崎を経由して横浜港に到着した。

【概要】

明治9年2月10日(西暦1876年3月5日)、独逸国小軍艦チクロープ号は明治政府派遣の外務省九等出仕山村一蔵を伴い横浜港を出発し、2月17日(西暦3月12日)琉球の那覇港へ到着した。その日、山村一蔵はチクロープ号の士官と伴に内務省出張所を訪れ、琉球藩

王との対面を要望し、翌2月18日（西暦3月13日）午後2時頃、藩王の代理である叔父の伊江王子・3人の琉球官人と対面した。チクロブ号の船将フォン・ライへは「先年、太平山島において同国船が難破に逢った時、救助を受けた事に感謝し、今般、同島に建碑する」旨を述べ、独逸皇帝からの贈物を出して藩王へ望遠鏡1個・金時計1個・「建碑碑銘横和文2葉」を贈り、伊江王子へも望遠鏡1個・金時計1個を贈って挨拶を終えた。午後4時頃には伊江王子・琉球官人・内務省官員らは船に招かれ、碑石・大砲等を一見し、船将フォン・ライへから酒・菓子^{きょうおう}を饗応された。2月19日（西暦3月14日）、出帆を予定していたチクロブ号は大風のため出帆を1日延期、船将フォン・ライへは内務省出張所に赴いて、通訳1名（多嘉良里之子親雲上^{さとらみしべーちん}）・水先案内1名（永田筑登之^{つくだうん}）を要請した。

2月20日（西暦3月15日）、チクロブ号は那覇の港を出帆し、翌2月21日（西暦3月16日）午前11時頃、宮古島の漲水泊に到着した。通訳・多嘉良里之子親雲上は直ちに上陸して建碑の事を宮古島の藏元に伝達した。午後2時頃、島の役人3名が船中を訪れ、山羊・鶏・野菜など贈り海上安全で来着したことを祝福した。

2月22日（西暦3月17日）には、一同、建碑の場所を選び、漲水泊の丘陵の途中「親越の道」の側を建碑の地と定め、島からも人足を出して、船中の水夫とともに載せてきた碑石を運送した。2月25日（西暦3月20日）には碑文の台石を据え、その底に管内に「横和文二葉」を入れて溶鉛^{くたくち}を以て管口を密封した小銅管を埋めた。

2月26日（西暦3月21日）、親越の道側に建碑を落成し、翌2月27日（西暦3月22日）、「記念碑建碑落成式典」が行われた。式典では船将フォン・ライへの祝礼の後、独逸皇帝からの贈物として、島役人6名に望遠鏡や金銀時計が贈与された。この日は独逸皇帝の誕生日なので、式典を終えて、在勤の役人2名・通訳の多嘉良里之子親雲上らが船中に招かれ饗応された。夜には船上で花火が打ち上げられた。

2月28日（西暦3月23日）、船将フォン・ライへは藏元を訪れて別れを告げ、海路が危険なので洋中までの水先案内を要請した。藏元では水先案内として永田筑登之と島の船功の者をチクロブ号に乗船させることを約束した。多嘉良里之子親雲上は、近日、宮古島から琉球への便船がありその船で帰島するということで、その場で船将フォン・ライへに離別を告げた。

2月29日（西暦3月24日）午前7時頃、軍艦チクロブ号は宮古島を出帆、水先案内の2人はチクロブ号を誘導し、途中で別れを告げて島に戻り、顛末を報告した。チクロブ号は西北西に進路を取り、八重山・台湾を経て中国の廈門（アモイ）に到着した。

下記の史料は当時の御届方構脇筆者・大宜見仁屋の記した日記である。チクロブ号が来着した2月21日から、記念碑を建立して帰途に着く、2月29日までの顛末が記されており、チクロブ号を迎えた宮古島、在番・藏元の対応の状況を詳細にうかがい知ることができる史料である。

【記念碑建立の顛末】

2月21日（西暦1876年3月16日）

①明治9年2月21日、正午頃、独逸国の軍艦チクロープ号が漲水泊に来着した。連絡を取り合うため、通詞役（通訳人）荷川取与人・大目差亀川筑登之・通詞係杣山筆者下地仁屋・同通詞筆者内間仁屋・学校所筆者砂川仁屋等が池間村所持の伝馬船に乗り本船へ漕いで行った処、「去った西年（1873年＝明治6年）に宮古島に漂着した外国人に対する配慮への謝礼と建碑のため、独逸国の船に外務省の山村一蔵殿・諸事の計画並び通訳のため琉球藩庁の多嘉良里之子親雲上を伴い来島した」ということである。上陸後、多嘉良里之子親雲上から軍艦チクロープ号の来島した一件について報告があった。

②外国人共から「去る西年（1873年）に難破に逢った窮民を救助し世話した謝礼に来島したので島方役人・役々とも船元まで来てもらいたい」旨、多嘉良里之子親雲上を通して通知があった。在番板良敷親雲上・御使者上里親雲上・同相附川平里之子親雲上・頭平良親雲上・頭砂川親雲上は色衣冠（官位装束）姿で、脇筆者大宜見仁屋を連れて池間・前里の伝馬船2隻に乗り、船元へ乗り移った処、艦長並び村山殿が船端で出迎え部屋に招き入れられ茶菓子・酒を馳走された。その後、艦長から山村殿の通訳を以て「1873年に漂着した外国人共を救助し世話した謝礼として独逸国皇帝より建碑のため来島した」と言うので「右の様な難民を救助するのは国の役務であるが、遠国より遙々航海いたされ誠に恐縮している」旨、申し伝えた処、「右の建碑の儀は島方の懇意を永代に伝えるため派遣されたものである」と言うので謝礼を述べた。

③また、「ロベルトソン号が破船した時の通訳人だった内間仁屋と対面したい」との申し出があり、早速、本船に内間仁屋を呼び寄せると、救助されたロベルトソン号の乗組員から内間仁屋へ渡してあった一枚の写真を差し出して対面し、救助された乗組員は丁寧に世話した謝礼を申し述べた。その後、山村殿が「今日、上陸して石碑を建立する場所を見分する」と言うので、「今日は雨模様で殊に船中での草臥（疲れ伏す）もあるはずなので、明日、上陸した方が宜しいのでは」と挨拶した処、「明日まで日延べしても済む事だけでも早々に着手した方が安心である」と言うので承知いたし、暫く嘸などをして律儀に挨拶し暇乞いをして帰ってきた。

④この日、乗組員の内、外国人5人が伝馬船に乗り漲水浜の岸まで水深を測定し本船へ帰って行った。午後4時頃、山村殿一同と官人2人・水夫5人が本船の伝馬船で布干堂に上陸したので、外国方担当筆者大宜見仁屋・通訳内間仁屋・新城仁屋が追跡したが、彼らはカママ嶺まで歩いて行きそこから直ぐに引き返して本船に帰って行った。

その後、山村殿から、宮古島の公事を取り扱う面々の名前・官位・等級などを記し、披見

したい旨、通達があったので、書き調べて同人に差し上げた。

⑤独逸国の船には東京人も同乗して到着しているので、惣横目・小与役が打ち合わせて、船の滞在中の諸事取締係として14人の役人を任命した。

2月22日（西暦3月17日）

①午前8時過ぎ、外国船の伝馬船が漲水浜に漕いで来て、外務省九等出仕山村一蔵殿が上陸したので、御在番方・御使者、並び、多嘉良里之子親雲上・頭衆まで藏元の門の外で御挨拶し、本座に招き入れて茶菓子をご馳走した。且つ、艦長並び官人2人も上陸する旨の連絡があり、本船の伝馬船から漲水浜へ上陸したので、出迎えて最前の如く御挨拶をして本座に招き入れ茶菓子・酒を馳走した。それが済むと艦長から、今日、建碑の場所を見分したい旨、山村殿の通訳を以て申し立てがあり、一同、外に出て親越と称する道の側に立合い、適当な場所であることを確認した。一同、再び藏元に戻り暫く嘸などをし、艦長・官人は乗って来た伝馬船で本船に帰って行ったが、内、山村殿は今日から直ぐに多嘉良里之子親雲上の宿に宿泊なされる旨の通達があった。

②本船に戻る前に外国人共から、雇方＝洗濯人、黄大根＝少々、鶏卵＝百 鶏＝12羽 木瓜＝12、牛＝一疋、魚類＝数々、用意船の雇入方などの所望があった。内、用意船の備船については、外国人共が本船に帰り合図の箆を立てるのでその場に備船を寄着させる様にとのことで、午後2時頃に合図の赤旗が立ったので、早速、池間・前里の伝馬船2隻と馬艦船の伝馬船3隻を備船し、農務役・杣山役の筆者を2人ずつ宰領（責任者）として備船に乗せ、本船に寄着させた。

③右の外国人の2人が鳩を撃つために親越の道からカママ嶺杣山へ行き、鳩を撃ち取って、午後6時頃に本船に帰って行ったが、この間、通詞筆者内間仁屋・その他の与人・目差どもが後を追いかけて監視に当たった。

④建碑用の石の取り卸し方や本船と漲水浜の往還者どもの取り締まりのため、下知役として脇筆者新城目差が本船の着場に赴き、取り締りの下知を行った。

⑤午後6時頃に、外国人共が本船の伝馬船2隻を自分らで漕ぎ、池間・前里の伝馬船2隻に建碑用の下台石を一つ乗せて、漲水浜へ運んで来たので、山村殿・在番衆・多嘉良里之子親雲上・頭方一同、建碑場へ出向き、午後6時あとに戻ってきた。

⑥碑石の設置工事を進めるに当たり、藏元では、建立場所の親越の道を中心に、建碑建立並

び石挽きの下知役 25 人・親越道の警備 9 人・親越小道の警備 7 人・クウティ崎の警備 9 人・在番仮屋道の警備 9 人・祥雲寺道の警備 11 人・藏元西門の警備 6 人・前の毛の迎地からポウ崎まで 10 人の警備隊を編成し、大がかりな警備体制をしいて外国人並び島民の取り締まりに当たらせた。

2 月 23 日 (西暦 3 月 18 日)

①この度、来着した東京人に対し、何かと軽視しては支障が出るので、自然、道で出会った場合には、諸役人・奉公人は律儀に一礼し、百姓は 1・2 間先から道の側にひざまづいて一礼し、聊かも疎意にならない様に指示した。

②この日は、早朝から碑石を運ぶための準備が行われ、池間・前里の 2 隻の伝馬船から二度に渡って碑石が島に運ばれた。碑石を卸して銅車を差し渡し、1 尺 5 寸程の木で親越まで石碑を挽いてきた。

③ 3 人の外国人は碑を立てる所の側表に布家を作り、鍛冶道具を運んできて、鍛冶用の炭を所望したので手配し支給した。また、建碑所の窪地の整地については何度も打ち合わせが行われた。この石碑の取り卸し・挽き運び・窪地の整地作業には島方からも人夫を差し出した。外国人 3 人は晩頃には帰って行ったが、その際、鍛冶道具を毎日船へ持ち運んでいては手間がかかるので、島方で保管してくれる様に申し出があったので、その通り承諾し、惣横目筆者嵩原仁屋ら 12 人に勤番を申し付けておいた。また、この建碑所の側表に木屋を 1 軒設置して、公儀所として利用することにした。

2 月 24 日 (西暦 3 月 19 日)

①午前 10 時頃、外国人共が上陸して碑台の設置並び鍛冶口の取り付けを行い、正午頃には艦長並び官人の 2 人が上陸し、碑立所を検見して、やがて船に帰って行った。

2 月 25 日 (西暦 3 月 20 日)

①午前 8 時頃、外国人共が本船の伝馬船 2 隻に乗り合わせて、一隻は伊良部島へ、一隻は野崎に漕いで行ったので、通詞人並び役々が野崎まで行き追跡した処、伊良部島に漕いで行った者共は上陸せず長山前方の水深を計測し、野崎へ行った者共は与那覇村まで足をのぼして鳩を撃ち取り、2 隻とも晩方には本船へ帰って行った。

②早朝から外国人共が上陸し、碑石の設置工事、並び、鍛冶口の取り付けを行った。

③外国人共が衣装類を各々取り降ろし、先だつて雇入を申し出ておいた洗濯人へ洗濯させる

様に要望があったので、貢布筆者並び平良5か村の者共の寄夫を以て洗濯させて渡した。

④この度、来着した外国人共が昨日から方々を徘徊^{はいかい}していて、島中の取り締まりをしなければならぬので、筆者加勢^{かせい}人は村の詰め所・境界々々に昼夜とも勤番を勤め、普通の時は律儀に挨拶をして、少しも事件の原因とならない様に考慮する事。特に女人の慎みは肝要な事なので、外国人の目に留まらない様に、村中・最寄り^{もよ}りまでも全て取り締まりすべき事。時節柄、どうにでも事件の原因とならない様に考慮しなければならぬので、少しも怠慢^{たいまん}の心得を持ってはならない旨、特別に通達をだした。

⑤東京人から下記の書面^{うけしょ}を請書を以て渡す様に多嘉良里之子親雲上を介して申し出があったので、奉書紙^{ほうしょ}に書き認めて同人に差し上げた処、外国人共は書面1目録^{つづ}を筒に入れて石碑の下へ埋めた。

大日本帝国明治6年独逸国船ロベルトソン号が難破した時、宮古人民より奨^{すす}めて救助を受けたるの懇意^{こんい}に因り、独逸国皇帝陛下の命で同国軍艦チクロープ号を遣わし本島に至って此の碑を建てる。

明治9年3月20日（注・新曆3月20日＝旧曆2月25日）

東京人から下記の書面を宮古島に渡された。

独乙國^{どいつ}ベイ・ロベルトソン号破船ノ節宮古島住民より救助を受け、且懇深^{こんしん}ニ取扱レタル恩義ヲ後世ニ至迄忘却セザルガ為同國皇帝陛下ノ勅命ニ因テ同國軍艦チクロープ号ヲ本島ニ発遣^{より}セシメ千八百七十六年三月二十日チクロープ号船奨^{ひめい}フォン・ライヘ氏ヲシテ宮古島ニ碑銘ヲ建スルモノナリ。

2月26日（西曆3月21日）

①午前8時頃、外国人共が上陸し、碑石の設置工事並び鍛冶口を取り付けた。

②山村一蔵から紺地^{ちよふ}苧布を買いたい旨、申し出があったので、取り寄せて値段を付け添えて見せた処、5反の内、4反は御気にいられ22円で御購入された事。

1, 上布・紺地細上布 1反 代金7円

1, 中布・同布 1反 代金6円

1, 下布・同布 1反 代金4円

③明日、独逸国皇帝の御誕生日祝いに付き、此の節、来着した外国船で火矢（祝砲）を打つかも知れないので、その時、島中の人々が驚き動揺しない様に予め申し触れる様に、外国人付き添えの多嘉良里之子親雲上に御達しがあったので、その心得いたされる様にとのことで、

その旨、2月26日付けで諸役人に通達した。

④午後4時頃まで碑石の建て合わせ方法について、立ち会って段取りを行った。

⑤明日の正午頃に碑石へ祈願を行うので左様に心得ておく様、多嘉良里之子親雲上を介して申し出があった。

⑥外人共が鍛冶仕口所の布家を解体して、鍛冶道具並び碑文を立て合わせる絡繰り諸道具などを持って来て、午後6時頃には全員船へ帰って行った。

⑦午後4時頃、艦長が1人上陸して、碑文を立て合わせる仕度をさせ、早速、東京人を本船に連れて行った。この東京人は夜になって島に戻ってきた。

2月27日（西暦3月22日）

①午前8時頃、外国人が3人上陸して本船へ合図の鐘を打ち、色々な旗を立て合わせ、碑文の左右に高橋を立て、左表には西洋の旗の類・右表には日本の旗を立て合わせて、早速、本船へ帰って行った。

②正午になる頃、伝馬船3隻に艦長はじめ兵隊30人余が漲水へ漕いで来て直ちに上陸した。兵隊共は剣付き鉄砲を持ち太鼓や半鐘はんしやうを鳴らし、艦長並び士官2人は先頭に立って行列をなし建碑場にやって来た。私共並び惣横目まで色衣冠（官位装束）姿で碑文の前に立ち出参の挨拶を済ませた。

③建立式典が始まった。碑石や台石の上に望遠鏡箱2ぶ・時計入箱1ぶ・証書2通を飾り、山村殿の通訳を以て「今日、建碑することの趣意を皆へ吹聴ふいちょういたすべし」と申し、彼の国の口上を以て大声で唱え、次に山村殿より「只今、艦長が申し述べたのは別紙翻訳書の通りの意味である」と通訳された。尚又、同人より読み聞かされて、次いで艦長が右の台の上から証書を取り、島方へ長く保管する様にと板良敷親雲上へ自ら渡し、次に望遠鏡箱・時計箱を取り降ろして、金時計1つ・望遠鏡1つ、是又、長く所持する様にと申して渡し、尚又、上里親雲上に望遠鏡1つ、川平里之子親雲上に金時計1つ、頭平良親雲上・砂川親雲上・下地親雲上・通詞筆者内間仁屋に銀時計1つずつ贈呈した。今日は彼の国皇帝の天長節にてお祝いするので、午後から本船より遣いが来たら板良敷親雲上・川平里之子親雲上・多嘉良里之子親雲上の3人に山村殿の付き添いで、本船まで来る様に挨拶をして、やがて暇乞いし行列をなして元の道を通り本船に帰って行った。頭下地親雲上は病気で休んでいるので、銀時計は名代の惣横目松原首里大屋子に渡した。

〔艦長建碑竣工式告辞翻訳書〕

千八百七十三年七月独乙國船ロベルトソン号太平山嶋ノ海岸ニ於テ難波ニ逢節同船乗組ノ人数本島ノ人民ヨリ救助ヲ受ケ且懇深ナル取扱ヲ受タルヲ以テ我独乙國皇帝陛下兼宇國王陛下大悦ニ思召シ因テ太平山島民ニ其謝詞ヲ述ンガ為独乙國軍艦ヲ本島ニ発遣セシメタリ太平山島民ノ懇深ナル事ヲ謝シ且又後世ニ至ル迄恩義ヲ忘却セザルガ為独乙國皇帝陛下本島於テーツノ碑銘ヲ建立シメ其銘ニ文字ヲ刻シ其意ヲ表セシム 大日本帝國皇帝陛下独乙國皇帝陛下ノ願望ニ同意シ兩國ノ信義ヲ益々厚センガ為此碑銘ヲ建ルヲ許セリ独乙國軍艦チクローブ号乗組ノ者本島ニ此碑ヲ運送シ同船乗組ノ者此ニ碑銘ヲ立テ独乙國皇帝陛下ヨリ謝礼トシテ太平山嶋民ニ与ルモノナリ因テ在番官貴下ヘ此石碑ヲ長ク保存スル事ヲ願フ尚後世子々孫々ニ至ル迄右ノ意ヲ傳ヘ破船人ノ難渋ニ対シ懇切且心実ニシ又数千里モ隔絶シ且互ニ教法風俗モ自ツカラ均シカラズト雖モ両人民ノ間ニ於テハ互ニ親シク且教シテ久シク交儀ヲ守ラント日ニ望スル処ナリ。

④午後 2 時頃、本船から迎いの伝馬船が漲水の浜に着いたので、前条の 3 人とも色衣冠（官職装束）姿で山村殿に付き添って本船へ赴いた処、乗頭はじめ士官共が船端で出迎え、山村殿の通訳を以て「部屋は狭いので看板の上に座敷を用意してある」旨、招き入れられた。酒・菓子・色々な料理をご馳走され、謝礼を申し述べて、午後 6 時頃には暇乞いをして彼の伝馬船から島に帰って来た。

⑤午後 6 時頃、本船の伝馬船で 3 人の外国人が碑石を立てた所に来て、碑文の側に立ててあった旗を降ろした。また、本船に色々ひいてあった籠も全て取り降ろした。

⑥碑文のそばの囲石の積み立て方について、島方の細工人共が今日から現場に詰め合わせて作業を始めた。

⑦この度、独逸国の船が来着し外国人共が方々を徘徊しており、平良 5 か村の道路の掃除しなければならぬので、明日未明から筆者加勢人共は立ち合って下知を行い、見事に掃除を行う様に、この旨、平良 5 か村の役人に特別に通達を出した。

⑧乗馬 1^{びき}疋ずつ、外国人から雇い入れの申し出があるので、多くの丈夫な馬の中から明日の未明に藏元の門に寄せ集め、問合座^{とあい}に確認させる様、この旨、平良 5 か村の役人に通達を出した。

⑨夜になると、早速、13 度の花火（祝砲）が打ち上げられた。

2月28日（西暦3月23日）

①午後4時に艦長が1人で藏元に立ち寄り、山村殿の通訳を以て「明日、出帆するので暇乞いに出てきた」と申し、且つ、案内者の永田筑登之親雲上を呼び寄せて廈門への航路を尋ねた。3・4里程は永田と爰元の船功（熟練の船乗）の者から案内者を付ける旨伝えた処、忝（かたじけない）次第と申して、やがて暇乞いをして本船へ帰って行った。

②くり船1組。外国船が明日出帆するに当り送船用とするので、今直ぐ漲水泊へ寄せて問合座に確認させる様、久貝・松原両村の役人に通達を出した。

③滞艦中、所望してきた品々の精算のため外国人1人、山村殿・多嘉良里之子親雲上と共に藏元へ参られ、所望した品々の精算を行った。尤も、右の品々の代として番銀・金札を渡した事。

④外国人が藏元に来て、木が必用で見定めてあるので所望する様に多嘉良里之子親雲上を介して申し出があった。相達する様に返答すると、仮屋の山から福木3本・幸木1本・あか木1本、ノ5本。長さ2・3尺、廻り1尺3寸程の木を切り取り本船へ帰って行った。

2月29日（西暦3月24日）

①28日の午後4時になる頃には多嘉良里之子親雲上を御宿へ案内いたす様、以前に山村殿から申し立てがあったので、問合筆者・若文子与那原仁屋を以て案内申し上げた処、夜、永田里之子親雲上一同が藏元に来て、船功（熟練）の者共を召し連れてくり舟から本船に乗り移り、2月29日の未明には出帆した。今日、漲水泊から出帆した外国船は、午前10時頃には西戌の間（西北西）へ航行して行った。

②2月29日未明、永田と島方の船功の者3人を本船に遣わした処、池間村から5合余の沖合まで水先案内し、それより先は念遣い無用とのことで役目を免ぜられ、永田と共に島に戻り、その経過・結果を報告した。

③外国船の滞艦中に士官並び水夫共が毎日歩行し、又は乗馬で方々に行き、或いは、伝馬船から島の水深を計測する試み等があったが、役々並び奉公人共が追跡して行き監視した処、彼らは律儀で少しも不調法の稜は無かった。

④外国人共の建碑の作業中、公務では石の取り降ろしを始め、役々の内、右の場所に日中詰め込んで、島方の者共の取り締まり、及び、石挽き方・土引き方などに従事した人足共の下知を行った。

⑤右の碑文の儀、永く保存する様にと翻訳書に見えるので、破壊することがない様に配慮しなければならず、右の碑文台の四方に高さ2尺5寸程の石囲いを設け、所々に花木を植え、その他、童共が踏み入らない様にフクロ木等を植えさせた処、外国人共はこれを見分して大変喜んでる様子がうかがえた。

【史料】明治九年外国船来着之時日記

二月廿一日火輪船一艘五ツ時分子丑間ヨリ走り出テ四ツ時分三番口ヨリ口入り仕申候此段御問合申上候。以上。

二月廿一日

狩俣村耕作筆者 池間仁屋

御藏元

一、右火輪船九ツ時分漲水泊致入着候付左右為承届通詞役荷川取与人大目差亀川筑登之通詞係山筆下地筑登之通事筆者内間仁屋学校所筆者砂川仁屋池間村所持之傳間江乗合船元江漕参候処去酉年當嶋江漂着之外国人等取計向之謝礼又者建碑之為独乙國船江外務省九等出仕山村一蔵殿乗合御下之由右二付諸事為取計並通弁帳當座多嘉良里之子親雲上附添漲水先案内として永田筑登之親雲上致乗合居候段左右承届候事。

訳・右の火輪船（軍艦チクローブ号）が九ツ（正午）頃に漲水泊に入着したので、左右（互い）の連絡のため、通詞役（通訳役人）荷川取与人・大目差亀川筑登之・通詞係山筆下地筑登之・通事筆者内間仁屋・学校所筆者砂川仁屋とも池間村所持の伝間に乗り船元（チクローブ号）へ漕ぎ参った処、去る酉年（1873年＝明治6年）に宮古島に漂着した外国人に対する配慮への謝礼及び建碑のため、独逸国の船に外務省九等出仕山村一蔵殿が乗り合わせて御下島されたとのことで諸事の取り計らい並び通訳のため当座の多嘉良里之子親雲上が付き添い、漲水先までの案内として永田筑登之親雲上が乗り合わせて左右（互い）の連絡を行ったこと。

一、右多嘉良里之子親雲上追而被成上陸火輪船罷下候一件之御問合相開候事。

訳・右の多嘉良里之子親雲上は、追って上陸なされ、火輪船が来島した一件についてご報告を行ったこと。

一、外国人共より去酉年逢難破候窮民共救助向取計候謝礼二致下島候間島方役人役々船元迄被差越度申立有之候段多嘉良里之子親雲上より被相達候付在番板良敷親雲上御使者上里親雲上同相附川平里之子親雲上頭平良親雲上砂川親雲上色衣冠二而脇筆者大宜見仁屋召列池間前

里傳間兩艘より本船江乗付為下程目録左之通杉原紙認持参船元江被差越候処艦長並山村殿船端出迎住居座江被招入茶菓子酒馳走濟而艦長より山村殿通詞を以酉年漂着之外國人共救助向取計候謝礼として同國皇帝より建碑之為致到着段申二付右様難民共致救助候儀國役之候処遠國より遙々被致航海別而込入居候段申入候処右建碑之儀島方懇意永代ニ流し候為能々罷差遣候ト申二付謝礼申述追而右破船之時通詞人内間仁屋致対面度申出候付早速船元江召寄去酉年漂着人共より内間江相渡置候写真一枚差出為致対面候処丁寧取計候謝礼申述左候而今日上陸石碑相立候場所致見分段申二付雨天模様殊船中之草臥も有之筈候間明日上陸之方宜哉と致挨拶候処明日迄致日延候而も可相濟儀候得共早々手を付候方丈夫之段申二付其通相心得居候段致返答暫晰等二而暇申入罷歸候砌礼儀最前通二而罷歸候事。

訳・外国人共から「去る酉年（1873年）に難破に逢った窮民を救助し世話した謝礼に下島したので島方役人・役々とも船元まで来てもらいたい」旨、多嘉良里之子親雲上を介して通知があった。在番板良敷親雲上・御使者上里親雲上・同相附川平里之子親雲上・頭平良親雲上・頭砂川親雲上は色衣冠（官位装束）姿で、脇筆者大宜見仁屋を連れて池間・前里の伝間2艘に乗り、来島の日程目録を杉原紙に認めるため持参して船元へ乗り移った処、艦長並び村山殿が船端で出迎え、住居部屋に招き入れられて茶菓子・酒を馳走された。その後、艦長から山村殿の通訳を以て「1873年に漂着した外国人共を救助し世話した謝礼として独逸国皇帝より建碑のため到着した」と申すので「右の様な難民を救助するのは国の役務であるが、遠国より遙々航海いたされ誠に恐縮している」旨、申し伝えた処、「右の建碑の儀は島方の懇意を永代に伝えるため派遣された」と申すので謝礼を述べた。「追って、右（ロベルトソン号）の破船の時の通訳人・内間仁屋と対面したい」旨の申し出なので、早速、船元に内間仁屋を呼び寄せた。去る酉年の漂着人共から内間へ渡してあった一枚の写真を差し出して対面した処、丁寧に世話した謝礼を申し述べた。そして、「今日、上陸して石碑を建立する場所を見分する」と申すので、「今日は雨模様で殊に船中での草臥（疲れ臥し）もあるはずで、明日、上陸した方が宜しいのでは」と挨拶した処、「明日まで日延べしても済む事だけでも早々に着手した方が安心だ」と申すので、その通り心得た旨返答し、暫く晰などをして暇乞いをして帰る時、最前の通り礼儀正しく帰った事。

一、右乗込人数之内外国人五人船傳間江乗漲水濱涯迄致水許本船江乗歸候事。

訳・右の乗組人数の内、外国人5人は伝馬船に乗り漲水浜の岸まで水深を測定し本船へ乗り帰った事。

一、七ツ時分官人三人水夫七人山村殿御一同本船傳間より布干堂江致上陸候付外國方構筆者大宜見仁屋通詞筆者内間仁屋新城仁屋追行かまま嶺迄罷通夫より直ニ立歸本之本船江罷歸候

事。

訳・七ツ時分（午後4時頃）官人2人と水夫5人が山村殿御一同と本船の伝馬船で布干堂に上陸したので、外国方担当筆者大宜見仁屋・通訳内間仁屋・新城仁屋が追って行くとカママ嶺まで歩き其より直ぐに立ち戻り本船に帰った事。

一、 覚

（取締係十五名・・・省略）

右状節独乙國之船江東京人茂御乗口御到着二付御滞在船中惣横目小与役打合諸事取締係申渡候。以上。

二月

在番御使者頭

訳・覚（取締係15名＝氏名略す）

右の条項、独逸国の船に東京人も乗り合わせて到着したので、惣横目・小与役が打ち合わせて、船の滞在中、諸事取締係を申し渡した。以上。

2月

在番・御使者・頭

一、前條山村一蔵殿より當島公事手元取扱候面々名前官位等級相記致披見度艦長申出候御達有之候付別紙之通書調御同人江差上候事。

別紙（別紙・十四名・・・省略）

訳・前条は、山村一蔵から宮古島の公事を取り扱う面々の名前・官位・等級などを記し、披見致したき旨、艦長から申し出の通達があったので、別紙の通り書き調べ同人に差し上げた。

別紙（別紙・十四名・・・省略）

二月廿二日

一、外國船傳間五ツ過時分漲水濱江漕參外務省九等出仕山村一蔵殿被致上陸候付御在番方御使者方並多嘉良里之子親雲上頭衆迄藏元於門外御挨拶二而本座江御招入茶菓子御馳走且艦長並官人三人致上陸候段御達有之追而本船伝間より漲水濱江罷下候付右御人数並山村殿御一同如最前御挨拶二而招入茶菓子酒馳走相濟艦長より今日建碑場所致見分度山村殿通詞を以申立候付一同御出おやこしと申道之側江立合可宜与取究猶又藏元江參暫噺等二而本之伝間より本船江罷歸候事。

訳・外国船の伝馬船が五ツ（午前8時）過ぎに漲水浜に漕ぎ参り、外務省九等出仕山村一蔵殿が上陸したので、御在番方・御使者、並び、多嘉良里之子親雲上・頭衆まで藏元の門の外で御挨拶し、本座に招き入れて茶菓子をご馳走した。且つ、艦長並び官人2人も上陸した旨

の通達があり本船伝間から漲水浜へ上陸したので、右の人数・山村殿一同とも最前の如く御挨拶をして招き入れ茶菓子・酒を馳走した。それが済むと艦長から、今日、建碑の場所を見分したい旨、山村殿の通訳を以て申し立てがあり、一同、外に出て親越と称する道の側に立合い、適当な場所であることを確認し、再び藏元に戻り暫く嘸などをして元の伝馬船で本船に帰った事。

附

一、山村殿は今日より直ニ多嘉良里之子親雲上□□□□□被致止宿候段御達有之候事。

訳・山村殿は今日から直ぐに多嘉良里之子親雲上の宿に宿泊なされる旨、通達があった事。

一、御同人上陸被致候傳間は早速罷歸候事。

訳・山村殿が上陸なされた伝馬船は早々に帰った事。

一、艦長始官人等江馳走方として山村殿御列合之上吸物三ツ肴三ツ仕組方仰付候処無間く罷歸候付馳走無之候事。

訳・艦長はじめ官人等へ馳走として山村殿とともに、吸物3つ・肴3つ料理方を指示したが、間もなく帰ったので馳走ができなかった事。

一、茶菓子はかう餅並□□餅ニ而菓子皿江盛合之事。

訳・茶菓子は香餅並び□□餅で菓子皿に盛り合わせた事。

一、外国人共より左之通所望有之候事。

雇方・洗濯人 黄大根少々 鶏卵百 鶏十二羽 木瓜十二 牛一疋
魚之類数々 今日より用意船雇入方之事。

訳・外国人共から左の通り所望があった事。

雇方＝洗濯人 黄大根＝少々 鶏卵＝百 鶏＝12羽 木瓜＝12
牛＝一疋 魚類＝数々 今日から用意船の雇入方の事。

一、山村一蔵殿江左之通致馳走引次多嘉良里之子親雲上之旅宿江一同罷歸候事。

訳・山村一蔵殿へ左の通り馳走いたし、次いで多嘉良里之子親雲上の旅宿へ一同帰った事。

一、前条船雇入方之儀外国人共本船江罷歸候之相圖旗相立候て其場江寄候様申立八ツ時分赤旗相立候付早速池間前里傳間式艘並馬艦船伝間三艘雇入農務杣山役同筆者式人宛宰領乗付本船江寄せ候事。

訳・前条の船の雇い入れについて、外国人共は本船に帰り合図の旗を立ててその場に寄せ着ける様に申し立て、八ツ（午後2時）頃、赤旗を立てたので、早速、池間・前里の伝馬船2艘並び馬艦船の伝馬船3艘を雇い入れ、農務・杣山役の筆者を2人ずつ宰領（責任者）として雇い船に乗せ、本船に寄せ着けた事。

一、外国傳間八ツ時分漲水濱江漕参候付其段多嘉良里之子親雲上旅宿江差遣候□□一蔵殿一同藏元江被罷出候事。

訳・外国船の伝馬船が八ツ（午後2時）頃に漲水の浜へ漕ぎで来たので、多嘉良里之子親雲上の旅宿へ案内した。山村一蔵一同、藏元へ参られた事。

一、右外国人式人鳩射方としておやし坂よりかまま嶺杣山江参鳩射取六ツ時分本船江罷歸候事。

訳・右の外国人の2人が鳩を撃つため親越の坂からカママ嶺杣山へ参り、鳩を撃ち取って、六ツ（午後6時）頃に本船に帰った事。

一、右ニ付通詞筆者内間仁屋安良仁屋其外与人目差共跡追ニ而罷通□□□□□□。

訳・右について、通詞筆者内間仁屋・その他の与人・目差ども追跡して通り……。

一、建碑用之石取卸方□基本船□□□□□往還之者共取締下知方として脇筆者新城目差本船着場差越取締致下知方候事。

訳・建碑用の石の取り卸し方□、本船（と漲水浜の）往還者どもの取締下知役として脇筆者新城目差が本船の着場に赴き、取り締りの下知を行った事。

一、前条池間前里傳間兩艘ニ而建碑用之石下臺壱ツ六ツ時分漲水濱江持来候事。

附・此時外国人自船伝間兩艘より漕来候事。

訳・前条の池間・前里の伝間兩艘で建碑用の石・下台を一つ、六ツ（午後6時）頃に漲水の浜へ持って来た事。

附・この時、外国人は自分の船の伝馬船兩艘を漕いで来た事。

一、右二付山村殿在番衆多嘉手良里之子親雲上頭方御一同建碑場江被罷出候而六ツ後時分被罷歸候事。

訳・右に付き、山村殿・在番衆・多嘉良里之子親雲上・頭方一同、建碑場へ出向き、六ツ（午後6時）後に帰った事。

覚

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 一、碑文建並石挽方下知構 | 訳・碑文建立並び石挽きの下知担当。 |
| 松原首里大屋子（略・他24人） | |
| 一、おやし道見締構 | 訳・親越道の取締担当。 |
| 伊良部首里大屋子（略・他8人） | |
| 一、おやし小右同 | 訳・親越小道の取締担当 |
| 西里与人（略・他6人） | |
| 一、くふて崎右同 | 訳・くうてい崎の取締担当。 |
| 新城与人（略・他8人） | |
| 一、仮屋道右同 | 訳・在番仮屋道の取締担当。 |
| 狩俣首里大屋子（略・他8人） | |
| 一、寺之道右同 | 訳・祥雲寺の道の取締担当。 |
| 川満与人（略・他10人） | |
| 一、藏元西之門右同 | 訳・藏元西の門の取締担当。 |
| 福里与人（略・他5人） | |
| 一、迎地よりはふ崎迄同 | 訳・迎地よりポウ崎までの取締担当。 |
| 池間与人（略・他9人） | |
| 一、外国人跡追方 | 訳・外国人追跡の担当。 |
| 荷川取与人（略・他16人） | |

右之通手賦如斯御座候。以上

訳・右の通りこの如く手配してある。

【同廿三日】

一、碑文石取御用先達而雇入置候傳間之儀前條之通本船江赤旗相立候時与人目差農務山筆者式人宛宰領乗付差遣候事。

訳・碑文石の取り降ろし用に先だって雇い入れてあった伝馬船について、前条通り本船に赤旗を立てた時、与人・目差・農務筆者・杣山筆者、2人ずつ宰領として伝馬船に乗せ差し遣した事。

一、外國人共所望品々之内為請取方外國人貳人東京人附添二而藏元江罷遣候事多嘉良里之子親雲上砂川親雲上検見を以被相渡候事。

一、生魚貳拾壹斤 一、庭鳥拾貳羽 一、玉子百甲 一、木瓜三合

訳・外国人共の所望する品々の内、受け取る為、外国人2人に東京人が付き添って藏元へ遣わされた事。多嘉良里之子親雲上・砂川親雲上が検見をして渡した事。

1、生魚21斤 1、庭鳥12羽 1、玉子100甲 1、木瓜三合

一、此節来着之外國船江御乗合東京人江対し何篇廉弘有之候而差障候間自然御通路之砌逢上候者諸役人以下奉公人は律儀御一礼百姓は壹貳間先より道之側江つくばい居致御一礼候様各子弟又は噉中最寄中迄も堅取締可被致自然大形之向も有之取締係役々より申出候はば本人は不及申各々も可及越度候条聊疎意被致間敷此旨訳而御差圖二而候事。

戊三月

脇筆者

諸役人

訳・此の節、来着した外国船に乗り合わせた東京人に対し、何かと軽視しては至って支障が出るので、自然、道で出会った場合には、諸役人以下奉公人は律儀に御一礼し、百姓は1・2間先より道の側につくばって御一礼する様、各子弟、又は管内・最寄りまでも堅く取り締まり、自然、怠って取締係・役々から報告があった場合には、本人は申すに及ばず各々も罪科に及ぶので、聊かも疎意にならない様、この旨、特別に御指図するものである。

戊（1876年）3月（注・旧暦2月）

脇筆者

一、碑立所側表江布家作調加治道具持越外國人三人詰合の三類打調且同所地ふく拵方二付外國人共代々詰合晩方船江罷歸候事。

訳・碑を立てる所の側表に布家を作り、鍛冶道具を持ってきて、外国人3人詰め合いの三類打で調べ、且つ、同所の窪地の整地方について外国人共代わる代わる詰め合い、晩方に船へ帰った事。

一、加治道具毎日本船江持越候而は手数相成候間島方二而格護有之候様申立有之候段多嘉良里之子親雲上より被申達候付左の通勤番申付候事。

覚

惣横目筆者嵩原仁屋 (略・他 11 人)

右外国人加治道具勤番人数致面立如斯御座候。以上。

子二月廿三日 下里与人 松原首里大屋子

訳・鍛冶道具を毎日船へ持ち運んでいては手数がかかるので、島方で保管してくれる様に申し出があった旨、多嘉良里之子親雲上から進達があり、左の通り勤番を申し付けた事。

覚

惣横目筆者嵩原仁屋 (略・他 11 人)

右の外国人の鍛冶道具勤番の人数選定はこの如く御座候。

子 2 月 23 日 下里与人 松原首里大屋子

一、早朝より碑文石取卸方取置池間前里両村傳間両艘式度二而式甲取寄銅車差渡壹尺五寸程之木御来碑石挽越候事。

訳・早朝から碑文石を取り降ろすため準備し、池間・前里の両村の伝馬船で 2 度に渡って 2 甲取り寄せ、銅車を差し渡し、1 尺 5 寸程の木で御来の石碑を挽いてきた事。

一、加治炭所望申出有之脇才覚させ相渡候事。

訳・鍛冶用の炭を所望してきたので手配させ渡した事。

一、右碑文立所側表江木屋壹軒打調公儀所御詰合之事。

附・山村殿江多嘉良里之子親雲上も一同被相詰居候。

訳・右の碑文を立てる所の側表に木屋を 1 軒設置し、公儀所としそこに詰めて利用した事。

附・山村殿や多嘉良里之子親雲上も含め、一同そこに詰めて勤務している事。

一、碑石取卸挽越方並地ふく拵方等二付島方より人夫差出候。

訳・碑石の取り卸し・挽き運び方、並び、窪地の整地のため島方から人夫を差し出した事。

一、 覚

貢布筆者平良仁屋 同下地仁屋

右外國人より洗濯人雇方申出候付申渡候。以上。

訳・ 貢布筆者平良仁屋 同下地仁屋

右は外国人から洗濯人を雇いたい旨、申し出があったので兩人に申し渡した。

一、 外國人共所望之内生魚拾三斤相渡候事。

訳・ 外國人共の所望の内、生魚 13 斤を支給した事。

同廿四日

一、 四ツ時分外國人共致上陸碑臺居方並加治口取付候事。

訳・ 四ツ（午前 10 時）頃、外國人共が上陸し、碑台の設置、並び、鍛冶口の取り付けを行った事。

一、 九ツ時分艦長並官人三人上陸碑立所見分追而船江罷歸候事。

訳・ 九ツ（正午）頃、艦長並び官人の二人が上陸し、碑立所を検見して、やがて船に帰って行った事。

一、 御在番御使者頭碑石立所御詰合□□早晚之通二而日記留略す。

訳・ 御在番・御使者・頭とも碑石の立所に詰め合わせ、□□早晚の通りなので日記は略す。

【同廿五日】

一、 五ツ時分外國人共本船傳間兩艘江乗合壹艘は伊良婦島江壹艘は野崎江漕行候付通詞人並役々同所江差越追行候処伊良婦島江漕行候者共は不致上陸長山表致水許尤野崎江差越候者共は与那覇村迄罷通鳩射取兩艘共晩方本船江罷歸候。

訳・ 五ツ（午前 8 時）頃、外國人共が本船の伝馬船兩艘に乗り合わせて、一艘は伊良部島へ、一艘は野崎へ漕いで行ったので、通詞人・役々が伊良部・野崎に行き追跡した処、伊良部島に漕いで行った者共は上陸せず長山前方の水深を計測いたし、尤も、野崎へ行った者共は与那覇村までまかり通り鳩を撃ち取って、兩艘とも晩方には本船へ帰った事。

一、 早朝より外國人共上陸碑石居方並加治口取付候事。

訳・早朝から外国人共が上陸し碑石の設置工事、並び、鍛冶口の取り付けを行った事。

一、 覚

乗馬一疋宛 下里 西里 東仲宗根 西仲宗根 荷川取

右此節来着之外国人共事無時雇入之申立有之就而は何連其用意無之候而不叶候間毎日各番所江用意仕置是より様子次第無遅滞寄御用可被相弁候。此段致御通達候。以上。

二月廿五日

脇筆者

平良五ヶ村

役人

訳・ 覚

乗馬1疋ずつ 下里 西里 東仲宗根 西仲宗根 荷川取

右はこの節来着の外国人共が事なき時、雇い入れの要望があつたが、いずれその用意をしておかなければならないので、毎日、各番所に用意しておき、以後、状況次第、遅滞なく利用し御用に対処されるべきこと。この段御通達致す。以上。

2月25日

脇筆者

平良5か村

役人

一、 外国人共衣裳類各々取卸先達而雇方申出置候洗濯人江洗拵させ候様申出有之候付貢布筆者並平良五ヶ村之者共寄夫を以洗濯させ相渡候事。

此節来着之外国人共之儀昨日よりは方々徘徊候付島中取締無之候而不叶事候間筆者加勢人並村所詰処境々江昼夜致勤番自然之時律儀致挨拶少も御故障筋不相成様可被取計候尤女人之慎別而肝要之事候間右者共目二不置様村中並最寄々々迄も皆取締可被致候當御時節柄何篇御故障筋不相成様取計候而不叶事候条少も大形被相心得間敷此段訳而致御通達候。以上。

附

一、 御用布並諸書物右者共目二不置様取締可被致候。

一、 外国人共参りて茶差出律儀致挨拶何歟所望物杯申出候て盛合之野菜肴ハ相達其首尾可被申出候。

二月廿五日

惣横目川満与人 狩俣首里大屋子

伊良部首里大屋子 松原首里大屋子

諸村役人

訳・外国人共が衣裳類を各々取り降ろし、先だつて雇入を申し出ておいた洗濯人へ洗濯させ

る様に要望があったので、貢布筆者並び平良5か村の者共の寄夫を以て洗濯させて渡した事。

此の節来着した外国人の儀、昨日からは方々に徘徊しているので、島中の取り締まりが無くしては叶わないことなので、筆者加勢人は村の詰め所・境界々々に昼夜とも勤番を勤め、普通の時は律儀に挨拶いたし、少しも事件の原因とならない様に考慮されるべき事。尤も女人の慎みは特に肝要な事なので、外国人の目に留まらない様に、村中・最寄りまでも全て取り締まりされるべき事。当時節柄、どうにでも事件の原因とならない様に考慮しなければならないので、少しも怠慢の心得を持ってはならず、この旨、特別に御通達するものである。

2月25日

惣横目川満与人 狩俣首里大屋子

伊良部首里大屋子 松原首里大屋子

諸村役人

一、先達而所望申立置候牛之儀今日相拵させ候様外國人共より多嘉良里之子親雲上二付而申立有之候付島方勝手之者召寄藏元西ノ門側表ニおいて殺生為致外國人共打合拵方を以請取尤致殺生候島方人江手間として牛足並尾角相渡候事。

訳・「先だつて所望してあつた牛の儀は、今日、拵えさせる様」、外国人から多嘉良里之子親雲上を介して申し立てがあつたので、島方の暇のある者を召し寄せ、藏元西の門の側表に於いて殺生し、外国人共は料理方を打ち合わせて受け取つた。尤も、殺生した島方の人へは手間として牛の足・尾・角を渡した事。

一、明後日未明日々所望之外左之品々船将江被差送度多嘉良里之子親雲上二付色々申立有之候事。 玉子二拾 魚七斤半。

訳・明後日の未明に日々の所望の他に、左の品々を船長に届ける様、多嘉良里之子親雲上を介して申し立てがあつた。 玉子20 魚7斤半

一、外國人共所望日々賦之内玉子貳拾甲生魚三斤五合相渡候事。

訳・外国人共の所望する日々の支給物資の内、玉子20甲・生魚3斤5合を渡した事。

一、東京人より左之書面請書を以相渡候様多嘉良里之子親雲上二付而申出有之候付奉書紙ニ書認御同人江差上候付外國人共書面一目録筒ニ入碑石之下江相埋候事。

大日本帝國明治六年独乙國船口ベルトソン号難波之節自宮古人民

為獎受救助之懇意因独乙國

皇帝陛下之命遣同國小軍チクローフ号到本島建此碑

明治九年三月二十日

大日本帝國外務省九等出仕 山村一蔵

日本語為通弁渡海 多嘉良里之子親雲上

太平山在勤

板良敷親雲上 上里親雲上 川平親雲上 玉城親雲上 松川親雲上

太平山頭目

平良親雲上 砂川親雲上 下地親雲上

訳・東京人から左の書面を請書を以て渡す様に多嘉良里之子親雲上を介して申し出があったので、奉書紙に書き認めて同人に差し上げた処、外国人共は書面 1 目錄を筒に入れ石碑の下へ埋めた事。

大日本帝国明治 6 年独逸国船ロベルトソン号が難破した時、宮古人民

より奨めて救助を受けたるの懇意に因り、独逸国皇帝陛下の命で同国

軍艦チクロプ号を遣わし本島に至って此の碑を建てる。

明治 9 年 3 月 20 日 (以下省略) ・旧暦 2 月 25 日 = 新暦 3 月 20 日?)

一、東京人より左之書面島相渡候。

独乙國ベイ・ロベルトソン号破船ノ節宮古島住民より救助を受ケ、且懇深ニ取扱レタル恩義ヲ後世ニ至迄忘却セザルガ為同國皇帝陛下ノ勅命ニ因テ同國軍艦チクロプ号ヲ本島ニ発遣セシメ千八百七十六年三月二十日チクロプ号船乗員フォン・ライヘ氏ヲシテ宮古島ニ碑銘ヲ建スルモノナリ。

連名

右證書并ニ碑銘ヲ宮古島住民へ相渡候者也。

訳・右の証書並びに碑銘を宮古島住民に渡した事。

【同廿六日】

一、五ツ時分外国人共致上陸碑石居せ方並加治仕口取付候事。

訳・五ツ (午前 8 時) 頃、外国人共が上陸し、碑石の設置工事並びに鍛冶口を取り付けた事。

一、山村一蔵より紺地苧布御買入相成度御申出有之候付取寄代付取添入口口候処五反之内四反は御氣ニ入候而被申代ニ拾二円ニ而御買入相成候事。

一、上・紺地細上布一反 代金七円 (直付表六円五拾銭)

一、中・同布一反 代同六円 (右同五円五拾銭)

一、下・同布一反 代同四円 (右同三元六拾銭)

訳・山村一蔵から紺地苧布を買いたい旨、申し出があったので、取り寄せて値段を付け添えて見せた処、5反の内、4反は御気にいられ22円で御購入された事。

- 1, 上布・紺地細上布 1反 代金 7円
- 1, 中布・同布 1反 代金 6円
- 1, 下布・同布 1反 代金 4円

明日独乙國皇帝御誕生日祝二付此節来着之外國船ニひや打候儀も可有之哉其時所中驚動いたす間敷旨豫而申触候様外國人御附添之多嘉良里之子親雲上御達有之候間其心得可被致候依仰此段致御通達候。以上。

二月廿六日

蔵筆者中

諸役人

訳・明日、独逸国皇帝の御誕生日祝いに付き、此の節、来着した外国船で火矢（祝砲）を打つかも知れないので、その時、島中の人々が驚き動揺しない様に予め申し触れる様に、外国人御付き添えの多嘉良里之子親雲上に御達しがあったので、その心得いたされる様、此に依りこの旨御通達いたす。以上。

2月26日

蔵筆者中

諸役人

一、七ツ時分迄碑石立合方首尾取候事。

訳・七ツ（午後4時）頃まで碑石の建て合わせ方法に立ち会って段取りを取った事。

一、明日九ツ時分右碑石江祈願可致候間左様相心得候様多嘉良里之子親雲上二付而申立有之候事。

訳・明日九ツ（正午）頃、右の碑石へ祈願を行うので左様に心得ておく様に、多嘉良里之子親雲上を介して申し出があった事。

一、加治仕口所布家解取加治道具並碑文立合かりくり諸道具等持越六ツ時分惣人数船江罷歸候事。

訳・鍛冶仕口所の布家を解体して鍛冶道具並び碑文を立て合わせる絡繰^{からく}り諸道具などを持って来て、六ツ（午後6時）頃には全員船へ帰って行った事。

一、七ツ時分艦長一人陸下碑文立合方仕度させ早速東京人召列船江罷歸東京人者夜入被罷歸候事。

訳・七ツ（午後4時）頃、艦長1人上陸し、碑文を立て合わせる仕度をさせ、早速、東京人を連れて船に帰り、東京人は夜になって島に帰ってきた事。

一、先達而別段所望申立置候玉子三百甲相渡候事。

訳・先だって特別に所望されていた玉子300甲を渡した事。

一、日々之賦外玉子貳拾甲生魚三斤半相渡候事。

訳・日々の支給物資の他、玉子20甲・生魚3斤半を渡した事。

【同廿七日】

一、先達而別段所望之品玉子貳拾甲生魚七斤半仕上世座筆者長嶺仁屋宰領二而船江相送候事。

訳・先だって特別に所望の品・玉子20甲・生魚7斤半を仕上世座筆者長嶺仁屋を宰領にして船へ送り届けた事。

一、外國人共日々賦之内玉子貳拾甲生魚七斤半相渡候事。

訳・外国人共の日々の支給の内、玉子20甲・生魚7斤半、渡した事。

一、五ツ時分外國人三人上陸いたし候処本船江相圖かね打旗色々立合候得者碑文左右二高橋相立左表江西洋旗之類右表江は日本旗立合早速本船江罷歸候事。

訳・五ツ（午前8時）頃、外国人が3人上陸し、本船へ合図の鐘を打ち、色々な旗を立て合わせ、碑文の左右に高橋を立て、左表には西洋の旗の類・右表には日本の旗を立て合わせて、早速、本船へ帰って行った事。

一、九ツ頭成候頃は傳聞三艘江艦長始兵隊三拾人余乗合漲水江漕来直二上陸兵隊共江は劍付鉄砲持せ太鼓半笙を鳴し艦長並士官貳人先立行列二而建碑場江差越候二付私共並惣横目迄色衣冠二而碑文前江立出參之挨拶済而碑文臺石之上二望遠鏡箱貳ノ時計入箱壹ノ證書貳通相飾山村殿通詞を以今日建碑いたし候趣意一統江可致吹聴と申彼國之口上を以大音二而相唱次二

山村殿より只今艦長申述候は別紙翻訳書通之意味ニ而候と猶又御同人より被読聞追而艦長右臺石之上より證書を取島方江永格護有之候様ニと板良敷親雲上江親相渡次ニ望遠鏡箱並時計箱取卸金時計壺ツ望遠鏡壺ツ是又永所持有之候様ニと申相与猶又上里親雲上江望遠鏡壺ツ川平里之子親雲上江金時計壺ツ頭平良親雲上砂川親雲上下地親雲上通詞筆者内間仁屋江銀時計壺ツ宛相与板良敷江申達候通相心得候様尤今日彼國皇帝天長節ニ而相祝候間午後より本船差遣候はば板良敷親雲上川平里之子親雲上多嘉良里之子親雲上三人山村殿附添ニ而船元迄差越候様挨拶追而暇申入行列ニ而本之道通本船江罷歸候事。

附・頭下地親雲上病氣引人ニ付名代惣横目松原首里大屋子江相渡候。

訳・九ツ（正午）になる頃、伝馬船3艘に艦長はじめ兵隊30人余が漲水へ漕いで来て直ちに上陸し、兵隊共には剣付き鉄砲を持たせ太鼓・半鐘を鳴らし、艦長並び士官2人が先頭に立って行列をなして建碑場にやって来たので、私共並び惣横目まで色衣冠（官位装束）姿で碑文の前に立ち、出参の挨拶を済ませた。碑文や台石の上に望遠鏡箱2匁・時計入箱1匁・証書2通を飾り、山村殿の通訳を以て「今日、建碑することの趣意を皆へ吹聴いたすべし」と申し、彼の国の口上を以て大声で唱え、次に山村殿より「只今、艦長が申し述べたのは別紙翻訳書の通りの意味である」と。尚又、同人より読み聞かされて、次いで艦長が右の台の上から証書を取り、島方へ長く保管これある様にと板良敷親雲上へ自ら渡し、次に望遠鏡箱・時計箱を取り降ろして、金時計1つ・望遠鏡1つ、是又、長く所持これある様にと申して渡し、尚又、上里親雲上に望遠鏡1つ、川平里之子親雲上に金時計1つ、頭平良親雲上・砂川親雲上・下地親雲上・通詞筆者内間仁屋に銀時計1つずつ贈与して、板良敷へ申し達してある通り心得ておく様、尤も、今日は彼の国皇帝の天長節にてお祝いするので、午後、本船から遣いが来たら板良敷親雲上・川平里之子親雲上・多嘉良里之子親雲上の3人に山村殿付き添いで、本船まで来る様に挨拶をして、やがて暇乞いして行列をなし元の道を通って本船に帰って行った事。

附・頭下地親雲上は病気で休んでいるので、銀時計は名代の艘横目松原首里大屋子に渡した。

〔艦長建碑竣工式告辞翻訳書〕

千八百七十三年七月独乙國船ロベルトソン号太平山嶋ノ海岸ニ於テ難波ニ逢節同船乗組ノ人数本島ノ人民ヨリ救助ヲ受ケ且懇深ナル取扱ヲ受タルヲ以テ我独乙國皇帝陛下兼宇國王陛下大悦ニ思召シ因テ太平山嶋民ニ其謝詞ヲ述ンガ為独乙國軍艦ヲ本島ニ発遣セシメタリ太平山嶋民ノ懇深ナル事ヲ謝シ且又後世ニ至ル迄恩義ヲ忘却セザルガ為独乙國皇帝陛下本島於テツノ碑銘ヲ建立シメ其銘ニ文字ヲ刻シ其意ヲ表セシム。大日本帝國皇帝陛下独乙國皇帝陛下ノ願望ニ同意シ兩國ノ信義ヲ益々厚センガ為此碑銘ヲ建ルヲ許セリ独乙國軍艦チクローブ号乗組ノ者本島ニ此碑ヲ運送シ同船乗組ノ者此ニ碑銘ヲ立テ独

乙國皇帝陛下ヨリ謝礼トシテ太平山嶋民ニ与ルモノナリ因テ在番官貴下へ此石碑ヲ長ク保存スル事ヲ願フ尚後世子々孫々ニ至ル迄右ノ意ヲ傳へ破船人ノ難渋ニ対シ懇切且心実ニシ又数千里モ隔絶シ且互ニ教法風俗モ自ツカラ均シカラズト雖モ両人民ノ間ニ於テハ互ニ親シクかつ教シテ久シク交儀ヲ守ラント日ニ望スル処ナリ。

一、ハツ過時分本船より迎ニ傳間漲水濱江漕来候付前条三人色衣冠ニ而山村殿御附添船元江差越候処乗頭始士官共船端出迎山村殿通詞を以部屋は狭く有之甲板之上ニ座敷構仕置候と申其所江被招入酒菓子色々之料理馳走有之候付謝礼申述酉時分暇申入彼傳間より罷歸候事。

訳・ハツ（午後2時）頃、本船から迎への伝馬船が漲水の浜に漕ぎ着いたので、前条の3人とも色衣冠（官位装束）姿で山村殿を付き添えて船元へ赴いた処、乗頭はじめ士官共が船端で出迎え、山村殿の通訳を以て「部屋は狭いので看板の上に座敷を用意してある」と申し、そこへ招き入れられ、酒・菓子・色々な料理馳走が有るので謝礼を申し述べ、酉（午後6時）頃、暇乞いをして彼の伝馬船より帰って来た事。

此書独逸日本ノ両語ヲ以テ同義ナル通ヲ記ス則

独逸國皇帝陛下琉球藩所属大平島ニ碑ヲ建ベキ様被仰出候旨ヲ旌表シ候。此碑ハ蠟石ニシテ花崗岩ノ臺石ヲ据ヘ其高サーソートル九十三幅一ソートル而シテ独逸ト清國兩語ノ銘ヲ左ニ掲ク。

在歲千八百七十三年七月間由德國漢布海口駛出兇伊羅被孫夾板船一隻途經太平山島海沿悞触礁石而毀船主享思害模暨水主人衆荷蒙彼土人從驚濤駭浪中措諸衽席之上且三十四日之歛納周旋始終如一迨是歲八月十七日歸而述於衆朕聞甚嘉島民之存心仁厚也乃立碑島側俾垂之後世以誌不忘云。

大德意志國奉天承運皇帝布國主威立燕御筆此ノ碑ノ末ニ記名シタル独逸國皇帝陛下ノ小軍艦ツイクローブ號艦長海軍少佐フォン・ライヒエ明治九年三月廿日臺石据ヘ同年三月廿二日同人ノ保護ヲ以テ祝式ヲ挙行シ之ヲ貴重ナル太平山ノ地方役員ニ相渡シ候此ノ書ノ一通ハ臺石ノ中ヘ蔵メ一通ハ那覇ニ於テ琉球藩王殿下ニ渡スヘク候也。

於太平山

明治九年三月廿二日

独逸國皇帝陛下

小軍艦ツイクローブ艦長

海軍少佐フォン・ライヒエ

※【碑文】読み下し

歳 1873 年に在り。7 月の間、由德国漢布（ドイツ国ハンブルグ）海口より駛せ出たる児伊羅被孫（エル・イ・ロベルトソン号）夾板船一隻は、途を太平山島の沿海を經、悞つて礁石に触れ而毀す。船主・享思害模（ヘルンシャイン）暨び水主人衆、彼の土人、驚濤駭浪の中従り諸を衽席（しとね）の上に措くを蒙るを荷う。且つ 34 日之 歛納周旋始終一の如く、是歳 8 月 17 日に迨んで歸りて衆に述ぶ。朕聞いて甚だ島民の心仁厚に存ずるを嘉する也。乃ち碑を島側に立て之を後世に垂れ以て忘れざるを誌せしむと云う。

一、六ツ時分本船傳間より外國人三人碑石立所江参り碑文之側江立合置候旗取卸尤本船江色々挽置候旗も惣躰取卸候事。

訳・六ツ（午後 6 時）頃、本船の伝馬船で外国人 3 人が碑石を立てた所に参り、碑文の側に立ててあった旗を降ろした。尤も、本船に色々ひいてあった旗も全て取り降ろした事。

一、日々賦之外玉子百甲生魚四斤半所望有之候付相渡候。

訳・日々の支給物資の他、玉子 100 甲・生魚 4 斤半の所望があったので支給した事。

一、日々賦之内生魚四斤半相渡候事。

訳・日々の支給物資の内、生魚 4 斤半を支給した事。

一、碑文之側圀石積立方ニ付島方細工人共今日より致詰合候事。

此節独乙國之船来着外國人共方々致徘徊候付平良五ヶ村道筋掃除之儀何連結構無之候而は不相濟事候間明未明より筆者加勢人共立合下知方を以見事ニ掃除可為致此段訳而致御通達候。以上。

二月

脇筆者

平良五ヶ村

役人

訳・碑文のそばの圀石の積み立て方について、島方の細工人共が今日から現場に詰め合わせした事。

この節、独逸国の船が来着し外国人共が方々を徘徊しており、平良 5 か村の道路掃除については、何れも掃除しなければ済まないことなので、明日未明より筆者加勢人共は立ち合つて下知を行い、見事に掃除を行う様に、この旨、特別に御通達するもので

ある。以上。

2月

脇筆者

平良5か村

役人

覚

乗馬壱疋宛形入

右外国人より雇入之申立有之候間大勢無事之馬より明未明藏元門江寄問合座江可被引合候依仰此段致御通達候。以上。

二月廿七日

脇筆者

平良五ヶ村

役人

訳・乗馬1疋ずつ形入

右は外国人から雇い入れの申し出があるので、多くの丈夫な馬の中から明日の未明に藏元の門に寄せ集め、問合座に確認させる様にとの仰せにより、この旨、御通達する。以上。

2月27日

脇筆者

平良5か村

役人

一、夜入早速十三度致火花候事。

訳・夜になると、早速13度、花火が打ち上げられた事。

【同廿八日】

一、七ツ艦長壱人藏元江立寄山村殿通詞を以明日致出帆候付暇罷出候と申且案内者永田筑登之親雲上召寄廈門江之走筋致問尋候付三四里程は右永田並爰元船功之者より案内者乗付候段相達候処忝次第と申追而暇申入本船江罷歸候事。

覚

くり舟壱組

右外國船明日出帆二付送船用候間只今漲水泊江寄問合座江可被引合此段致御通達候。以上。

二月廿八日

脇筆者

久貝松原両村

役人

訳・七ツ（午後4時）、艦長が1人で藏元に立ち寄り、山村殿の通訳を以て「明日、出帆するので暇乞いに出てきた」と申し、且つ、案内者の永田筑登之親雲上を呼び寄せて廈門への航路を尋ねるので、3・4里程は永田と爰元こどもとの船功（熟練の船乗）の者から案内者を付ける旨伝えた処、忝（かたじけない）次第と申し、やがて暇乞いをして本船へ帰って行った事。

覚

くり船1組

右は外国船が明日出帆するに当り送船用とするので、今直ぐ漲水泊へ寄せて、問合座に確認させるべく、この旨、御通達いたす。以上。

2月28日

脇筆者

久貝松原両村

役人

一、滞艦中所望仕置候品々決算二付而外國人壱人山村殿並多嘉良里之子親雲上一同藏元江被罷出所望品々致決算尤右代として番銀並金札相渡候事。

訳・滞艦中、所望してきた品々の精算のため外国人1人、山村殿・多嘉良里之子親雲上と伴に藏元へ参られ、所望した品々の精算を行った。尤も、右の品々の代として番銀・金札を渡した事。

一、外國人共藏元江参り木入用有之見立置候間所望致候様多嘉良里之子親雲上二付而申出有之様相達候段致返答候時仮屋山より福木三本幸木壱本あかち壱本ノ五本長貳三尺廻壹尺貳三寸程之木伐取本船江罷歸候。

訳・外国人が藏元に参り、木が必用で見定めてあるので所望する様に多嘉良里之子親雲上を介して申し出があり、相達する様に返答すると、仮屋の山から福木3本・幸木1本・あか木1本、ノ5本。長さ2・3尺、廻り1尺3寸程の木を切り取り本船へ帰った事。

一、日々之賦玉子貳拾甲生魚七斤半相渡候事。

訳・日々の支給物資の内、玉子20甲・生魚7斤半を支給した事。

一、日々賦之外別段所望申立候付玉子百甲生魚五斤庭鳥貳拾斤相渡候事。

訳・日々の支給物資の他、特別に所望するので玉子 100 甲・生魚 5 斤・庭鳥 20 斤を支給した事。

【同廿九日】

一、未明右永田並島方船功之者三人船元江差遣候処池間村より五合余之沖迄乗付夫より先は念遣無之由二而被差免候段右永田共罷歸首尾申出有之候事。

訳・2月29日未明、永田と島方の船功の者3人を船元へ遣わした処、池間村から5合余の沖合まで水先案内し、それより先は念遣い無用とのことで役目を免ぜられ、右の永田と伴に島に帰り経過結果を報告した事。

一、士官並水夫共滞艦中日々歩行又は乗馬等二而致方々其外傳間より所之水計試等有之候時役々並奉公人共追行二而罷通候処別而律儀有之少も不調法之稜無之候事。

訳・士官並び水夫共が滞艦中に、毎日、歩行又は乗馬で方々に行き、その他、伝間船から島の水深を計測する試み等があった時、役々並び奉公人共が追跡して行った処、別に律儀で少しも不調法の稜は無かった事。

一、外国人共建碑仕中公儀取御始役々之内右場所江日中被詰込島方之者共取締向並石挽方土引等二差出置候人足共致下知方候事。

訳・外国人共の建碑の作業中、公務では石の取り降ろしを始め、役々の内、右の場所に日中詰め込んで、島方の者共の取締、並び、石挽き方・土引き方などに出してある人足共の下知を行った事。

一、右碑文之儀永致保存候様二と翻訳書二相見得候付而は破壊無之様不取計候而不叶候付右碑文臺石四方より高貳尺五寸程囲石仕合所々花木植付其外より童子共不踏入様ふくろ木等植付させ候処異人共見分別而喜入候躰相見得候事。

訳・右の碑文の儀、永く保存する様にと翻訳書に見えるので、破壊することがない様に配慮しなければならないので、右の碑文台の四方に高さ2尺5寸程の石囲いを設け、所々に花木を植え、その他、童共が踏み入らない様にフクロ木等を植えさせた処、外個人共はこれを見分して大変喜んでい様子うかがえた事。

一、夜七ツ時分成候頃は多嘉良里之子親雲上御宿江致御案内候様山村殿兼而申立有之候付問

合筆者若文子与那原仁屋ヲ以御案内申上候付永田里之子親雲上一同藏元江御出島方船功之者共召列くり舟より本船江被乗付未明致出帆候事。

今日漲水泊より致出帆候外國船之儀四ツ頃時分酉戌之間江走出申候。

此段御引合申上候。

二月廿九日 池間村杣山筆者・翁長仁屋 前里目差

右外國船壹艘漲水泊江来着ニ付滞艦中始終之成行日記組立如斯御座候。

子二月 御届方構脇筆者・大宜見仁屋

訳・夜、七ツ（午後4時）になる頃には多嘉良里之子親雲上を御宿へ案内いたす様、以前に山村殿から申し立てがあったので、問合筆者・若文子与那原仁屋を以て案内申し上げた処、永田里之子親雲上一同が藏元に来て、船功（熟練）の者共を召し連れてくり舟から本船に乗り移り、未明には出帆した事。

今日、漲水泊から出帆した外国船は、四ツ（午前10時）頃には酉戌の間（西北西）へ航行して行った。この旨、御報告申し上げる。

2月29日 池間村杣山筆者・翁長仁屋 前里目差

右の外国船1艘が漲水泊へ来着したので、滞艦中の始終の経過を日記に纏めた。^{まと}
斯の如く御座候。

子2月 御届方構脇筆者・大宜見仁屋

※ 主文史料「明治九年外国船来着之時日記」（『平良市史第三巻』）

参考文献『獨逸國皇帝建碑顛末書』（沖繩縣宮古郡教育部會）

『ロベルトソン号船長日記』（沖島博美 平成元年12月）